

19.04.12

研究開発型独立行政法人が直面する制度的な問題について

独立行政法人国立健康・栄養研究所

独立行政法人国立健康・栄養研究所は、大正9年（1920年）に栄養研究所として設立され、昭和22年に国立栄養研究所に改称し、平成元年には国立健康・栄養研究所に改称された。その後、平成10年6月に「中央省庁等改革基本法」が公布・施行され、独立行政法人化が進められることとなり、平成13年4月1日に旧厚生省の機関としては唯一の独立行政法人（公務員型）へ移行した。

第一期中期目標期間中には、業務運営の効率化に伴う経費節減として、中期目標期間中において、新規追加、拡充部分を除き、平成13年度の運営費交付金の最低限2%に相当する額を削減し、また、人員について期初は42人、期末は47人と計画され、人件費総額は2,469百万円見込まれていた。さらに、平成18年4月1日に非公務員型の独立行政法人に移行し、現在に至っている。第二期中期目標期間中における常勤職員数は期初、期末において47名、人件費総額は2,335百万円を見込んでいる。また、業務運営全体での効率化を達成するために、人件費については、平成17年度を基準にして5%以上、一般管理費については10%以上、さらに、業務経費については5%以上の削減目標が示され、より効率的な運営が求められている一方、別紙のように制度的な問題が上げられる。

【制度的な問題点】

- 主務官庁に設置されている独立行政法人評価委員会により毎年評価を受けているが、研究結果が優秀であっても運営費交付金の増額等の措置がされない。
評価の程度や新たに生じた政策課題などに対応して運営費交付金が増額され、社会的ニーズにタイムリーに応え、しかも研究組織の活力が高まるような予算上の運用、あるいは制度が必要と思われる。
- 独立行政法人の研究所は人件費、一般管理費及び業務経費が一律に削減されており、長期的に必要なプログラムは長期的視点をもって対処しなければ研究の継続性が保たれないため、運営費交付金の弾力的な配分が望まれる。
- 評価においては法人への作業負担が増大するばかりで、有意義な政策決定に結びつきにくいような評価体制については、改善する必要がある。
- 独法研究所が外部からの競争的研究資金を積極的に受け入れ、自助努力により収益をあげた場合、その努力に報いる観点から一定の額が還元できるようなシステムを作り、研究の活性化を図る。